　第６６号議案

　　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年９月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

　（品川区プールの管理に関する条例の一部改正）

第１条　品川区プールの管理に関する条例（昭和５０年品川区条例第３６号）の一部を次のように改正する。

　　第３条の２第１項中「について相続、合併または」を「がプールの経営を譲渡し、または許可経営者について相続、合併もしくは」に改め、「あつたときは」の次に「、当該プールの経営を譲り受けた者」を加える。

　（品川区興行場に関する条例の一部改正）

第２条　品川区興行場に関する条例（昭和５９年品川区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

　　第３条第３項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

　（品川区手数料条例の一部改正）

第３条　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　　別表⑷の表６の項中「または第３条の３第１項」を「、第３条の３第１項または第３条の４第１項」に改める。

　（品川区旅館業に関する条例の一部改正）

第４条　品川区旅館業に関する条例（平成２４年品川区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

　　第６条各号列記以外の部分中「第５条第３号」を「第５条第１項第４号」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第５２号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の品川区プールの管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第３条の２の規定は、この条例の施行の日前に経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

３　区長は、当分の間、改正後の条例第３条の２第１項の規定によりプールの経営者の地位を承継した者（経営の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して６月を経過するまでの間において、少なくとも１回調査しなければならない。

　（説明）生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。